

みやざき商店街等にぎわい回復応援事業 募集を開始します！

新型コロナウイルス感染症の影響による来街者の減少や、コロナ禍における原油価格や物価の高騰により大きな影響を受けている商店街等を支援するため、にぎわい回復等を目的とした事業を実施される商店街等に対し、補助金を交付します。是非、ご活用ください！



★補助金を活用した取組の例

マルシェ、夜市、共同販促イベント、スタンプラリー、ワークショップ、商品・サービス等のブランディング、商店街の情報発信 等



★補助対象事業者

商店街団体、商工会、商工会議所 等

★補助上限額

単独商店街等で実施する場合

200万円

複数の商店街等が連携して実施する場合

300万円

※ 補助対象経費について、上記上限額まで支援します。超えた額については、商店街等の自己負担となります。

★補助対象経費

商店街等のにぎわい回復に資する事業に要する経費のうち、知事が認める経費（会場使用料、賃借料、広報費、謝金 等）



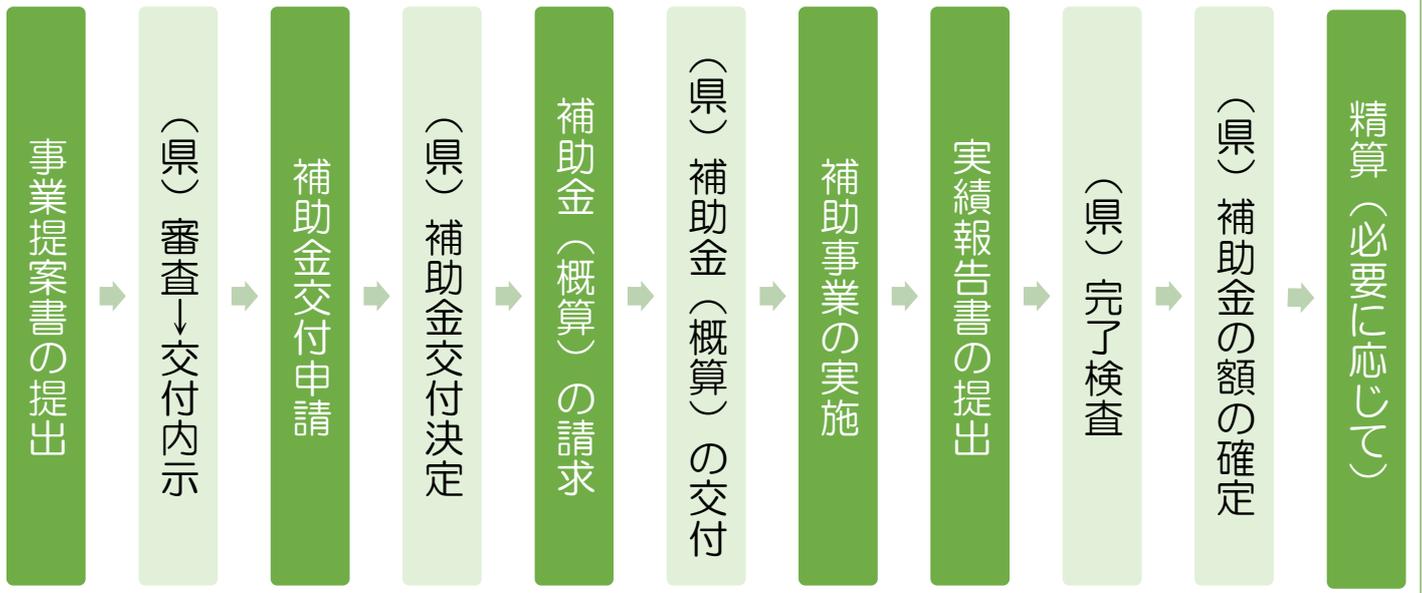
（お問合せ先）

宮崎県 商工観光労働部 商工政策課 商業振興担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話0985-26-7102（直通）

事業の流れ



補助対象者

- ① 法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織又はこれに類する組織で、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる組織として知事が認める者
- ② 県税に未納がないこと
- ③ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ④ 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと 等

事業提案書の提出期限

令和4年12月7日（水）

申請様式等

県庁ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

[shokoseisaku/shigoto/shokogyo/20221004140316.html](https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shokoseisaku/shigoto/shokogyo/20221004140316.html)

宮崎 商店街 にぎわい回復

